

坂井輪小学校 いじめ防止基本方針

いじめ・不登校対策委員会

I いじめ問題に関する基本的な考え方

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子どもが主体となっていていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じて、いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、全校体制で組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況の把握に努める。

1 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法】

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴力・恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

Ⅱ いじめの未然防止

いじめが起こらない学級・学校づくり等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない支持的風土づくり」に取り組む必要がある。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する。

1 児童理解に努め信頼関係を築く

子どもと積極的にかかわり、一人一人の子どもや学級集団の実態・状況を多面的に把握し、とりわけよさを理解することに努める。

- ①目的意識（達成度が明確な目標を子どもと共有し、その達成に向けて支援していく）
- ②自己決定（子どもが事実を基に的確に状況をとらえ、自分の目標、集団に共有されている価値に照らして適切に判断できる状況を設定する）
- ③個性・能力（子どもが自信をもって自己表出できる雰囲気醸成し、それぞれが生きる場面を意図的・計画的に設定する）
- ④協同性（相互作用を通して学び合う協同活動、様々な人々とかかわる活動を計画的に位置づける）

2 人権意識の醸成と豊かな心を育てる

人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させ、学校教育全体を通して、豊かな心を育成する。

①人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。また、人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

②道徳教育の充実

いじめは、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱う。

3 保護者や地域への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

【実践例】

- 授業参観で道徳や特別活動等の時間を公開する。
- いじめの取組について、生活指導便りや学年通信を通して保護者に協力を呼びかける。

Ⅲ いじめの早期発見

いじめの早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、子どもに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集していく。

1 いじめ発見と態様

いじめの態様について教職員で共通理解し、いじめられている児童を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。また、常日頃から保護者との信頼関係を構築し相談しやすい関係作りに努めていくことが大切である。

ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる

イ 仲間はずれ、集団による無視

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

オ 金品をたかられる

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる

2 早期発見のための手立て

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、積極的に認知することが必要である。以下の手立てで早期発見に努める。

①日々の観察

児童がいるところに教職員がいることを目指し、児童と共に過ごす機会を積極的に設ける。

②観察による視点

児童間のグループや人間関係を把握し、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

③日常の対話の充実

教職員はより多くの児童との対話を積極的に行うことで、信頼関係を築き、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

④教育相談やいじめアンケートの充実

1 1月に児童一人一人との教育相談（トークタイム）を実施する。また、年間3回のいじめアンケートを行い、早期発見に役立てる。

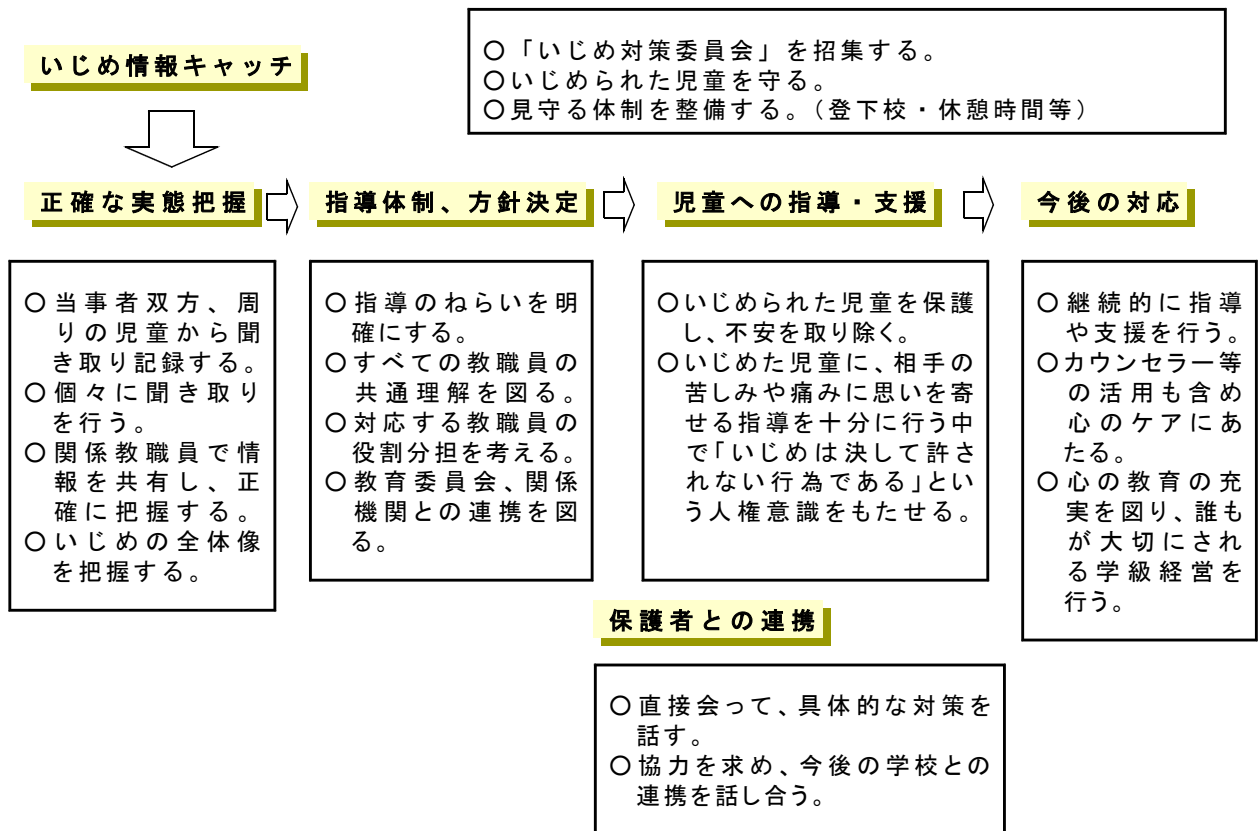
⑤生活指導プロジェクト会議の活用

毎月、定例のプロジェクト会議で、各学年の部員より気になる児童についての報告を行い、生活指導部員で情報を共有する。また、議事録にて全教職員で情報を共有する。

Ⅳ いじめへの対処

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生活指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。

①いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行うことが必要である。

②事実確認と情報の共有

- ・いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・担任・生指担当)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ・短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指導のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。
- ・事例について、正確な記録をとっておく。

把握すべき情報例

- ◆誰が誰をいじめているのか? ……………【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか? ……………【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか? どんな被害をうけたのか? ……………【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か? ……………【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか? ……………【期間】

3 いじめが起きた場合の対応

①いじめられた児童に対して

児童に

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に

- 発見したその日のうちに、正確な事実関係を、保護者に直接説明する。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

②いじめた児童に対して

児童に

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③周りの児童に対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる

4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめやトラブルを防止し、効果的に対処できるように啓発活動や情報モラル研修会等を行う。

V いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組を行う。

いじめ防止対策推進法第22条の規定により、当校には以下の組織を置く。

1 坂井輪小学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

① いじめ・不登校対策委員会

・校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、当該学級担任・学年主任、養護教諭を中心に、スクールカウンセラーや特別支援教育コーディネーターなどをメンバーとして設置する。またメンバーは、事案等に応じて柔軟に対応する。

また、状況に応じて中学校区いじめ防止連絡協議会を設置し対応する。

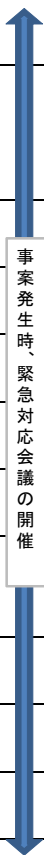
② 校内いじめ対応ミーティング

・発生したいじめに対し、管理職を含む関係者（最小限の人数）で迅速に開催し、適切に処理する。構成メンバーは、管理職、生活指導主任、いじめを受けた児童やいじめを行った児童の学級担任・学年主任、その他事案に関係する教職員が必要に応じて加わる。

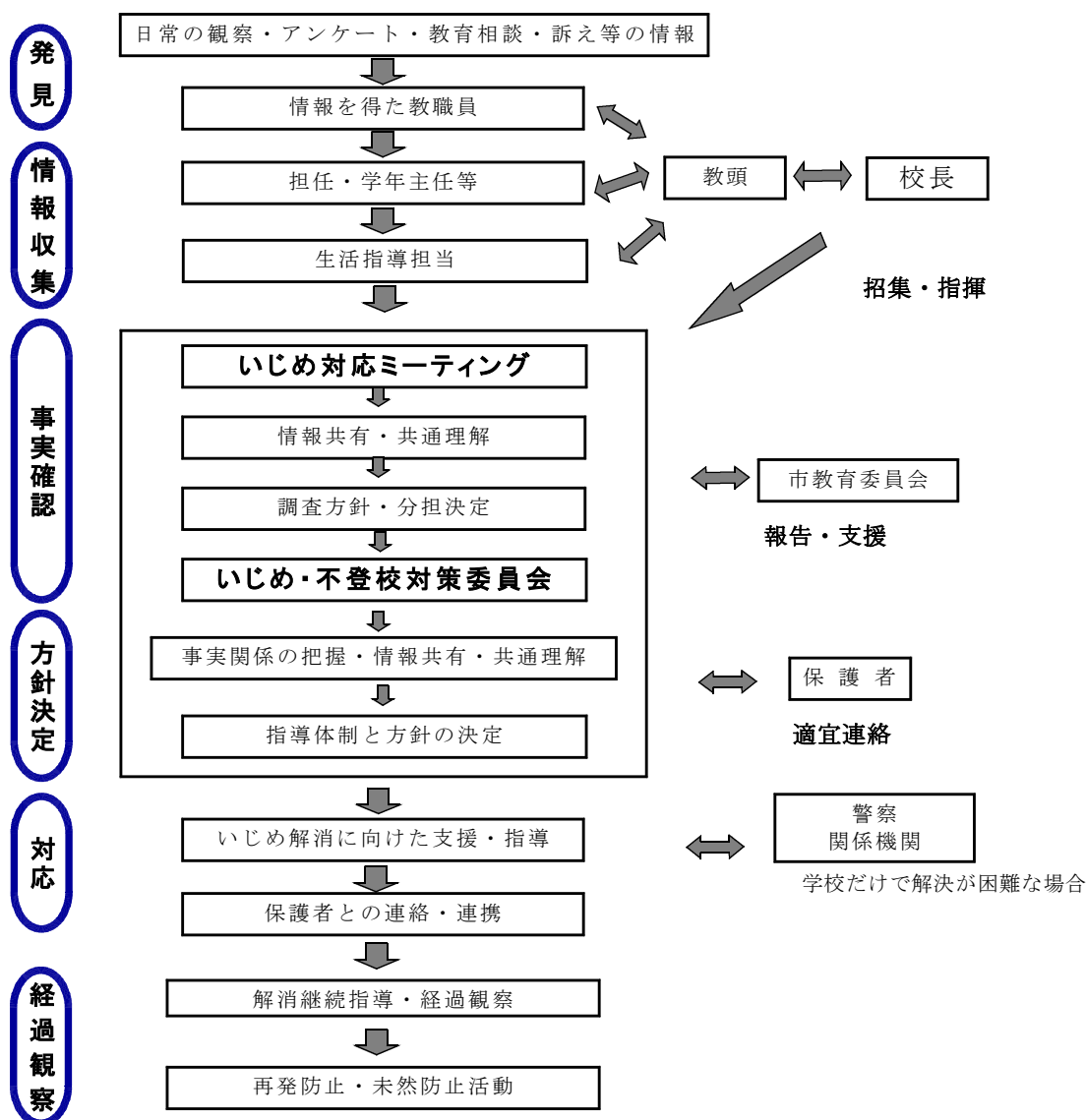
2 いじめ防止指導計画の整備

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組む。

計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進する。

		職員会議等	防止対策	早期発見
4月	 事案発生時、緊急対応会議の開催	いじめ対策委員会会議 ・方針決定 ・指導計画等	・学級・学年づくり ・人間関係づくり	
5月		保護者会等による保護者向け啓発 プロジェクト部会での情報共有	・SSTやエンカウターの実施	
6月			・人権、いじめの道徳授業	いじめアンケート
7月				
8月		教職員人権・同和研修		
9月		いじめ対策委員会会議 ・情報共有		
10月		後期の計画	・人権、いじめの道徳授業	
11月				いじめアンケート 教育相談ウィークの実施
12月			・SSTやエンカウターの実施	
1月				
2月				いじめアンケート
3月		いじめ対策委員会会議 ・本年度のまとめ ・来年度の課題検討		

3 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応する。

4 生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

○重大事態の意味

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより長期欠席を余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とするが、個々の状況を十分把握した上で判断する）

○重大事態への対処に当たっての方針

- ・いじめを受けた児童の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。
- ・いじめに係わる事実を徹底的に解明し、対処に当たる。
- ・被害、加害児童の心情に十分寄り添って指導、支援する。

○継続的に指導や支援を行う。

○カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。

○心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。